

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和元年9月19日(木) 午後3時16分～午後3時28分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名)

委員長 堀 巖 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿

事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤顕、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第58号	岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について	賛成多数 原案可決

◎委員長（堀 巖君） 委員全員おそろいですので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件であります。議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

なお、質疑につきましては、さきの連合審査会で終結しておりますので、これより議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 連合審査会の議論を聞いていると、なかなか私から言うことは難しいかなと思っております。改正の施行時期が来年の4月ということですので、少し市民の意見集約をする場だとか、説明をして、その辺でどうなのかというところが議会としては必要ではないかなというふうに思っているところです。そういった点で、この議題は継続審査していただければどうかというのが私の提案ですが、皆さんいかがでしょうか。

◎委員長（堀 巖君） 継続審査にしてはどうかという木村委員の意見に対して、どなたか、議員間討議です。

◎委員（水野忠三君） 連合審査会等を通して十分な議論がなされておると思いますので、採決をしてしっかり結論を出すべきだと思います。

◎委員（片岡健一郎君） 私も同じく、先ほど連合審査会でかなり議論されたと思いますし、市民への周知の期間を考えましても、今回のこの場で採決をして、本会議に送るという手順がよろしいかと思います。

◎委員（伊藤隆信君） 片岡さん言われましたように、やはりここで採決をして、本会議へ送ったほうが良いと思います。

◎委員長（堀 巖君） その他、議員間討議は必要ないですか。

宮川委員はどのようなお考えでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 例えば、この次の12月議会までに総合的な料金の見直し等々が行える前提で話が進んでいるのであれば別でしょうけれども、今の状況の中で、例えば3カ月の間に何らかの変更が加えられるということは余り期待できないことだというふうに私は理解しております。先ほど、片岡委員が言われるように、やはり市民への周知の期間は当然必要でありましょうから、それは逆の意味で、もし委員会として附帯決議をつけるのであれば、我々でさえ今の現行に2%乗るんじゃないのかというふうに勘違いしていたんですね、私も含めてしていた状況ですので、市民の方はより理解しづらい

と思います。

当然、今まででも市税が投入されていて、それで一定の金額が提示されていた、受益者負担も大体20から25%というところで大体推移してきたということを考えると、市が今まで持っていた分が多少軽減されるかなとは思いますが、その料金に大きな影響を与えるかという点、そうではないし、逆にいろんな理屈をつければつけるほど、市民の方も理解しづらいということでもありますので、市として、なぜこの金額になるのかというのが単純明快にわかるような、そういう説明をしていただけるような努力をしていただきたいということを逆に附帯して、このまま今回は採決すべきじゃないのかなとは思っております。

◎副委員長（鬼頭博和君） 私もやはり、この資料をいただいたんですけども、やっぱりこういった形で厳密に計算していくと、かなり金額が高くなるということもわかりました。今回は、本当に消費税のみという形に絞って上げるということですので、宮川委員が言われたように、やはりなぜこういう違いがあるのかというのが明確になるような形で、市民の方に示していただければいいかなと思いますので、ここで採決をしていきたいなと思っております。以上です。

◎委員長（堀 巖君） 継続審査してはどうかという木村委員の意見に対するそれぞれの委員の考え方は聞きましたが、ほかに議員間討議で議論すべきことはないですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） それでは議員間討議を終結します。

議員間討議の内容では、採決をすべきだという意見が多数でありましたので、これより議案に対する、まず討論に入ります。

討論がありましたらお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」、反対の立場で討論したいと思います。

この議案につきましては、厚生・文教常任委員会と私たち総務・産業建設常任委員会の連合審査で質疑、議員間討議を行ってきました。その中で、執行機関側がこの改正を求める理由については、一定理解が広がってきているというふうには思っています。そういった中で、やはりこれまで内税方式でやってきたことについて、使用料等の設定時だとか、建設時における消費税率との差の改正を行うという考え方については、私としてはまだ理解ができない部分ではありますが、一番この条例の一部改正で重要なことは、公の施設とは何かということを考えることであると思っております。繰り返し述べており

ますが、自治法では、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために設ける施設ということであります。この間の議会での一般質問等も含めて、議論してきた内容も考えますと、公の施設というのは、市と市民の共有の財産である、そしてまた市民活動の拠点である、こういったことが述べられてきたと思います。私は、さらに住民自治を推進し、発展させる場であるというふうに考えます。

こういった立場から、受益だとか受益者負担という考え方、またそれに係るコストという考え方も、公の施設についてはそぐわないものであるというふうに考えております。また、利用する市民と利用していない市民がいる。そのことをもって公平性を述べるということが言われましたが、そもそも利用する市民と利用していない市民を分けて考えること、この発想自体が市民を分断していくことにつながっていくのではないかというふうに思います。全ての市民が公の施設を利用してもらえるように働きかけていくことこそが重要なことであるというふうに考えるわけです。

そういった点で、今回の消費税分の料金の改正につきましては、これまで内税方式でやってきたことも考えまして、現料金の中で吸収していただきたいと、このようなことを要望したいというふうに思っています。そういった立場を持ちまして、この条例の一部改正については反対といたします。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」、賛成の立場で討論いたします。

これまで、岩倉市では、消費税率改定にあわせて施設の使用料、手数料の改定はしておりませんが、水道料金、下水道料金、給食費については、消費税率8%の改定時に改定をいたしました。国からも、消費税増税の対応では、地方自治体に対し、消費税増税分転嫁について、施設使用料に消費税増税分を反映させることを実施していくという通知がありました。岩倉市においては、消費税8%改定時に使用料の改定の議論がありましたが、1年半後に10%に増税されることとなっていたため、消費税改定2回目の今回、改定時にあわせて使用料を改定するということを検討した経緯がございます。

そして、今回、消費税率の改正にあわせ、当然に施設の維持管理に係るコストの上昇も見込まれます。利用者の皆様にコストの上昇分を御負担いただくことは、受益者負担をしていただく考え方から自然な流れであります。また、使用料の算定については、先ほど当局から御説明がありましたが、全ての施設のコストを計算し、受益者負担の適正化を検討していただいております、使用料で維持管理費を賄っている率も20%から25%ということで、7割以上は公の施設としての市が維持管理費を負担していただいております。非常に

厳しい財政の中、市民サービスを低下させないためにも、消費税増税に伴うコストに係る部分に対応するための値上げはやむを得ないと考えます。

以上のことから、議案第58号に賛成をいたします。以上です。

◎委員長（堀 巖君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第58号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告については、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。